

# まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築 契約書

真狩村(以下「甲」という。)と、〇〇建設株式会社(以下「乙」という。)は、まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業について、以下のとおり契約を締結する。

## 第1章 総則

### 1. 事業の目的

本事業は、まっかり温泉の魅力向上と地域活性化を目的とし、サウナ棟の増築および木造平屋(ロフト付き)ユリ園コテージの新築を行うものとする。

### 2. 事業の名称

まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業

### 3. 事業場所

真狩村字緑岡 174 番地 3(まっかり温泉既存施設に隣接)

### 4. 契約期間

本契約の期間は、契約締結日(令和8年6月〇日)から、乙が本事業の設計・施工を完了し、甲に引き渡すまでの期間(令和9年3月〇日)とする。ただし、甲乙協議の上、必要に応じて変更することができる。

### 5. 契約金額

金〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 第2章 業務範囲と義務

### 1. 乙の業務範囲

乙は、甲が別途交付する「まっかり温泉サウナ増築及びユリ園コテージ新築事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)に基づき、本事業の設計(基本設計、実施設計を含む)および施工(サウナ棟、渡り廊下、ユリ園コテージ、付帯外構工事、電気・給排水設備工事、浄化槽設置工事等一切の工事を含む)を一括して実施するものとする。

### 2. 要求水準書の遵守

乙は、要求水準書に定める全ての性能要件、機能要件、品質要件、維持管理要件、デザイン・景観要件等を完全に満たすことを義務とする。

### 3. 責任の一元化

乙は、本事業の設計および施工において発生する一切の事由(設計上の瑕疵、施工上の瑕疵を含む)について、一括して責任を負うものとする。

## 第3章 設計・施工に関する事項

### 1. 承認図書

乙は、設計の各段階(基本設計、実施設計)において、要求水準書に定める性能要件を達成するための詳細な図書(以下「承認図書」という。)を作成し、甲に提出し、その承認を得なければならない。甲は、承認図書が要求水準書を満たさないと判断した場合、修正を求めることができる。

## 2. 品質管理

乙は、本事業における設計・施工の品質を確保するため、適切な品質管理体制を構築し、その計画を甲に提出するものとする。

## 3. 工程管理

乙は、本事業の工期を遵守するため、詳細な工程計画を策定し、甲に提出するとともに、計画に基づき適切に業務を進捗させるものとする。冬季工事においては、品質・安全を確保するための具体的な対策を講じるものとする。

## 4. 安全管理

乙は、本事業の実施において、労働安全衛生法その他関連法令を遵守し、事故防止のための安全管理体制を構築し、その計画を甲に提出するものとする。

## 5. 環境配慮

乙は、本事業の実施において、建設廃棄物の適正処理、騒音・振動・粉塵対策等、環境負荷の低減に最大限配慮するものとする。

## 6. 情報共有・連携

乙は、本事業の進捗状況、課題、懸案事項等について、定期的に(例:週次または月次)甲に報告し、甲との協議を通じて円滑な事業推進に努めるものとする。

# 第4章 性能保証と検査

## 1. 性能保証

乙は、本事業により完成する施設が、要求水準書に定める以下の性能を契約期間中に保証するものとする。

- サウナ室の安定した温度(80℃～100℃)および湿度、換気性能
- ユリ園コテージの冬季における安定した室内温度(20℃以上)および断熱・気密性能
- ユリ園コテージに設置する個別浄化槽の法令基準に基づく適正な汚水処理性能
- その他要求水準書に定める全ての性能

## 2. 性能未達時の対応

前項の性能保証が達成されない場合、乙は、甲の指示に基づき、無償かつ速やかに改善措置を講じるものとする。改善が困難な場合、または改善措置を講じてもおお性能が保証されない場合は、甲乙協議の上、損害賠償その他必要な措置を講じるものとする。

## 3. 検査

乙は、本事業の各段階および竣工時において、甲が定める検査要領に基づき、甲の検査を受けなければならない。検査の結果、要求水準書に適合しない箇所があった場合、乙は甲の指示に従い、速やかにこれを是正しなければならない。

# 第5章 契約金額の支払い

## 1. 支払い条件

甲は、本事業の進捗状況に応じ、乙からの請求に基づき、別途定める支払いスケジュールおよび割合に従い、契約金額を乙に支払うものとする。

## 2. 最終支払い

最終の支払いは、本施設の竣工検査および性能検証が完了し、甲への引き渡し完了した後に支払うものとする。

## 第6章 変更、解除、紛争解決

### 1. 契約の変更

本契約の内容を変更する必要がある場合、甲乙協議の上、別途書面により変更契約を締結するものとする。

### 2. 契約の解除

甲または乙は、相手方が本契約の規定に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、本契約を解除することができる。

### 3. 瑕疵担保責任

乙は、本施設に瑕疵がある場合、引き渡し後5年間、その瑕疵を補修する責任を負うものとする。ただし、その瑕疵が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

### 4. 損害賠償

甲または乙は、相手方の本契約違反により損害を被った場合、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

### 5. 紛争解決

本契約に関して疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。協議により解決できない場合は、岩内地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲:真狩村

真狩村長 岩原 清一

乙:〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 [会社印]